

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ橿原

所在地 橿原市曾我町四五番一

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 社会教育課（青少年センター）

奈良県青少年健全育成条例を遵守すること。

2 環境保全課

事業者は、大気汚染、汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

3 環境企画課

(1) 廃棄物は、リサイクル処理に努め、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、一般廃棄物の処理に当たっては、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに区分すること。

(2) 可燃ごみの搬入は、透明袋を使用すること。また、可燃ごみの搬入に当たっては、自己又は橿原市許可業者によること。

(3) 減量の方針を作成し、努めること。

(4) 一般廃棄物の年間処理計画を作成し、履行すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年五月二十日から同年六月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで